

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。めざせ、均等待遇。なくそう差別！ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

2017春闘 ストライキ権 確立

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3735
17年3月7日(火)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。

郵政ユニオン中央本部は、2月4日、5日に開催された第4回中央委員会の決定に基づき、ストライキ権批准一票投票を2月6日、27日まで行ってまいりました。開票結果について、中央執行委員長と中央選管委員長の名で、報告と春闘への指示が発信されました。

2月27日、28日の両日、開票作業を行い、高批准でストライキ権を確立しました。
各地本・府県協・支部のみならず、大変ご苦勞様でした。

中央本部は、このスト権確立を受けて、3月4日、5日に第7回中央執行委員会を開催し、2017年春闘の具体的な行動計画を策定し、規約に基づき、中央執行委員会を中央闘争委員会に改編して闘争態勢を確立します。

各地本・府県協・支部は、あらためて17春闘要求を

はじめ諸課題の実現をめざし全組合員が団結を固めてストライキでたたかう体制を確立してください。
以上です。



17春闘全労協西日本討論集会に参加して

2月25・26日、広島市文化交流会館で行われた17春闘西日本討論集会。初日は司会の佐藤徹（福山現業労組委員長）のあいさつ、そして広島県労協の



17春闘 西日本討論集会

池上文夫議長のあいさつ、全港湾中国支部の川田澄常任顧問へと続きました。

さて本題の全労協春闘方針提案は、中岡基明全労協事務局長から発表されました。

「貧困・格差・差別を許さない！働きがいのある人間らしい仕事を！」を方針として、官民連帯・総がかりで17春闘に勝利しよう！と表明されました。

郵政の関連では、郵政ユニオン組合員が原告団として闘っている「郵政労基法20条裁判」を取り上げて、不合理な労働条件の格差是正を求めた闘いへの注目と支援を訴えました。

休憩をはさんで、「郵政西日本労基法20条裁判」弁護団の中島光孝弁護士の記念講演がありました。
演題の「同一労働同一賃金と労働契約法20条」は、私個人的にはメインテーマではありません。
20条裁判で闘っているのは、正社員との労働条件の相違10項目です。

外務業務手当 郵便外務業務精通手当 年末年始勤務手当 早出勤等手当 祝日給 夏期・年末手当 住居手当 扶養手当 夏期・冬期休暇 病気休暇です。

内容は細かい部分に及びませんが、政府ガイドライン案と照らし合わせても不合理と考えられる項目が多くあります。

例えば、今年の正月出勤を思い出してください。今年の元日は日曜日の為、期間雇用社員は出勤しても祝日出勤とはならない。3日出勤しても平日扱い。正社員は1〜3日全て祝日扱



いです。祝日給手当だけで数万円変わってきます。更に正社員には「年末年始手当」が支給されます。これは12月29〜1月3日までに勤務すると支給されるもので、最高2万7千円も支給されます。同じ様に年末年始頑張つて仕事したのに、期間雇用社員の皆さん納得出来ませんか？

こういった理不尽な所に対し訴えているのが「労働契約法20条裁判」なのです。

2日目は各地方、労働組合闘争報告として JAL争議団の大池ひとみさん、全港湾中国支部三同分会、スクラムユニオン・ひろしま、愛トラベル闘争、郵政産業労働者ユニオン、福山たんぼぼその他の団体から闘いの報告がなされました。

最後は、閉会挨拶と団結ガンバローで、集会を締め括りました。
私は西日本討論集会には初めての参加でしたが、とても有意義な時間を過ごせ、刺激と勇気を持つことができました。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。